

現行の「改正フロン回収・破壊法」に更なる改正が行われ、2015(平成27)年4月より施行されます。(略称:フロン排出抑制法)

改正の概要をまとめましたので、ご確認ください。

概要

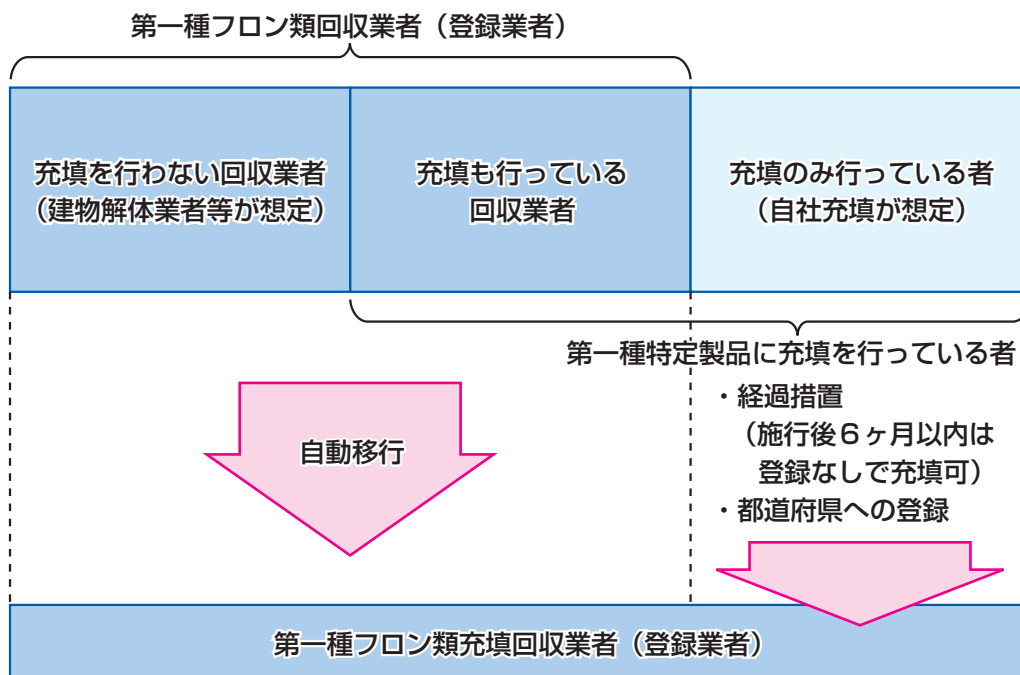
●ユーザーの管理責任の明示化

今回の改正によって、ユーザーの管理責任が明示され、今までの機器の整備時、廃棄時のフロンガスの適正な回収、破壊義務だけでなく、使用時におけるフロンガスの漏えい防止に対する義務が課せられます。

●第一種フロン類充填回収業者への変更

現在、フロン類の回収は「**第一種フロン類回収業者**」が行っていますが、法改正により、充填行為を適正なものとするため、充填業も含め都道府県の登録が必要となり、「**第一種フロン類充填回収業者**」と名称が変更されます。

なお、登録基準は、現行法における第一種フロン類回収業者に関する規定から変更ありません。



家庭用エアコンに関しては、第一種特定製品では無く、家電リサイクル法の回収制度が適用されるため、今回のフロン排出抑制法の充填基準は適用されません。

ユーザーに対する管理責任

● 機器の点検

全ての管理者は、日常的な温度点検や外観検査等(簡易定期点検)を、「一定規模以上の業務用機器」については専門家による冷媒漏えい検査(定期点検)を行う必要があります。

管理者に求める点検(簡易点検・定期点検)の内容

	点検内容	点検頻度	点検実施者
【簡易定期点検】 全ての第一種特定製品 (業務用の冷凍空調機器)	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度 ・製品からの異音、製品外観(配管含む)の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換機器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期に一回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施者の具体的な制限なし。
(上乘せ) 【定期点検】 うち、一定規模以上の 業務用冷凍空調機器	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に直説法や間接法による冷媒漏えい検査<定期点検>を実施。 ・都道府県による勧告等の対象となる義務的点検。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7.5 kW以上の冷凍冷蔵機器 ：1年に1回以上 ・50 kW以上の空調機器 ：1年に1回以上 ・7.5～50 kWの空調機器 ：3年に1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器管理に係る資格等を保有する者(社外・社内を問わない)。

直接法

● 発泡液法

ピンポイントの漏えい検知に適している。

漏えい可能性のある箇所に発泡液を塗布し、吹き出すフロンを検知。

(キューポフレックス、ガス漏れテスター IG)

● 漏えい検知機を用いた方式

電子式の検知機を用いて、配管等から漏れるフロンを検知する方法。

検知機の精度によるが、微量の漏えいでも検知が可能。

(LSシリーズ、SRL2K7)

● 蛍光剤法

配管内に蛍光剤を注入し、漏えい箇所から漏れ出た蛍光剤を紫外線等のランプを用いて漏えい箇所を特定。

※蛍光剤の成分によっては機器に不具合を生ずる恐れがあることから、機器メーカーの了承を得た上で実施する事が必要。

間接法

チェックシートなどを用いて、稼働中の機器の運転値が日常値とずれていないか確認し、漏れの有無を診断。